

特244

893

勞政課長述

日傭勞務者賃金の説明

大分縣産業報國會



0037135000

0037135-000

特244-893

日傭勞務者賃金の説明

大分縣産業報國會

昭和17

AGF

44
893

はしがき

賃金統制令の規定に於る工場勞務者の賃金は、既に公定實施せられ、更に日傭勞務者の賃金
 及この賃金と密接不可分の關係にある手傭賃も公定實施せらるゝに至つたのであるが、工場勞
 務者の「最低賃金」最高初給賃金」並に「賃金總額制限」賃金臺帳」に就ては厚生省大橋賃金
 長課が詳しく説明された立派な書籍が、大日本産業報國會より發行されて居るので、本會とし
 ては縣に於てこれをとり、日傭勞務者賃金に關し、河野勞政課長を煩して、その説明を公にし
 關係者の便に供するこゝにする。

昭和十七年六月

大分縣産業報國會



凡例

- 一、日傭勞務者の賃金のこまは、雇傭主も勞務者も充分熟知して、之を確守しお互がよく協力して、統制に服すべき重要な問題である。
- 一、本書は今回改正實施を見た、縣下に於ける土木建築業、運輸取扱業、林業及農業に従事する日傭勞務者の賃金に關し、河野勞政課長が詳細に説明されたものをまこめたものである。
- 一、尙附録として、關係法令や告示等を収録して參考とした。

昭和十七年六月

大分縣産業報國會

目次

はしがき、凡例

總論

第一章 公定の趣旨	一
第二章 最低賃金	二
第三章 最高賃金	三
第四章 標準賃金	四
第五章 既公定、協定賃金との關係	四
第六章 賃金計算例	七
第七章 手間賃運送料との關係	一〇
第八章 工場日傭勞務者賃金との關係	一一
第九章 日傭勞務者雇入臺帳作成	一二

各論

第一章 土木建築業勞務者賃金	一三
第二章 海上及波止場、岸壁、河川、沿岸、勞務者賃金	一九
第三章 陸上一般貨物取扱勞務者賃金	二一

第四章 林業勞務者賃金……………二四
 第五章 農業勞務者賃金……………二六

附 録

賃金統制一覽表……………三〇
 日傭勞務者賃金公定(昭和一七、三、一七日)……………三一
 手間賃指定(昭和一七、六、一六日)……………四七
 牛馬農器具協定賃貸料(昭和一七、三、三一日)……………五六
 賃金統制令(抄)……………五七
 賃金統制令施行規則(抄)……………五八
 最高賃金ヲ定ムベキ勞務者指定(昭和一七、二、二八日)……………五八
 價格等統制令施行規則(抄)……………五九
 請負料ニ關スル額ノ指定(昭和一七、二、二八日)……………五九
 實物給與評價額ノ指定(昭和一五、一〇、一九日)……………六〇

總 論

第一章 公定の趣旨

物價と賃金が密接不可分の關係にある事は今更論を俟ざる處であるが低物價政策の重要役割を果す爲め制定せられた賃金臨時措置令も昭和十五年十月十九日を以て其の效力を失ひ(一部残存)之に代つて賃金水準の昂騰を抑制する目的の下に現行賃金統制令が實施せられて居る。

而して本令に於ては工場、鑛山及日傭勞務者の賃金に關し全面的に規定されて居る。

本縣では昭和十六年七月二十二日告示第三百七十二號を以て工場勞務者に對する最低賃金及最高初給賃金を公定し八月一日より實施し總額制限は十月一日より適用して居るので之等工場勞務者の賃金は一應抑制し得る事となつた。

然し一般日傭勞務者の賃金は各縣共其實情を異にする關係上全國的に統制法式が協定又は公定で區々にして且つ高低の差が著しく従つて取締等も相當困難のため工場、鑛山勞務者賃金の統制に比較し間賃金橫行の疑があり自然昂騰し統制上支障が尠なくないので厚生省に於ては之等各府縣の不備欠陥を是正し適正賃金を全國的に統一する必要を認め從來の實績と地方事情其他の資料に基き基準額を示し各府縣の實情を參酌の上日傭勞務者の賃金を公定せしむる事とした。

本縣に於ける日傭勞務者賃金の實狀は公定あり協定あり又各都市別に區々にして高低あり、職種別も煩雜であり且つ公協定なきものもあつて種々支障を來して居たので此機會に之等を是正すべく

厚生省基準額に基き從來の實績其他の事情を參酌し賃金委員會の意見を聽き適正賃金の決定を見、三月十七日縣告示第一七一號を以て告示四月一日より實施する事となつた次第である。

今回の公定は工場、鑛山勞務者の最低賃金、最高初給賃金並に平均時間割賃金を睨み合せ且業種別、職種別の均衡を考慮したので一見工場勞務者の賃金より高い様な感じがするが、それは日傭勞務者は其作業が重筋勞働で、その上天候等の外部關係から一月間の實勞働日数が二十日程度に過ぎず常に不安定の生活をして居るのに反し、工場、鑛山勞務者は常傭で雇主が一定し永く勤続し且賃金規則の定めがあつて保障され、基本給の外に家族手當、季節手當、賞與、臨時手當等種々特別な給與があるので一ヶ月の總収入は比較的高くなり、一日収入の平均は日傭勞務者より均衡を得る譯である。斯る特種事情の下に日傭勞務者の基本給を多少高くしてその生活を保證したのである。

而して本公定に依り賃金統制令の要求する賃金の抑制も略々其基礎が確立せられ全國的に全勞務者に對する賃金が同一水準となり、適正を保持し且勞務需給の圓滑を期し得る事となり、なつた次第である。

第二章 最低賃金

最低賃金は雇傭主が勞務者に對して原則として與へなければならぬ賃金の最低を制限した額である。元來勞務者は原則として賃金収入のみによつて生活を樹て、居る、従つて凡て勞務者を雇傭する者は其の勞務者に對し生活を維持するに足るべき最少限度の賃金を支給せなければならぬ。さもなければ賃金以外に収入のない勞務者は其の生活が出来なくなり、従つて將來の勞働は不可能となるからである。

最低賃金は斯る趣旨に基き日傭勞務者の生活不安を除き勞働力の維持培養を計る爲に公定されたもので工場、鑛山勞務者にも同様の定めが既にある。

此の最低賃金は地方長官が縣の賃金委員會の意見を聽き定めたもの（令九條一項）で雇傭主は今度定め日傭勞務者に付いては公定された最低賃金額を下る賃金で雇入る事は出来ないことになつて居る（九條二項）之は未経験者でも經驗者でも區別なく勵行されなければならない。尙この最低賃金額は男女別、年令別のみにより定められて居り一見して非常に安い様であるが之は前述した様に勞務者の生活を確保する最低線の額であるから余り心配する必要はないのである。

第三章 最高賃金

最高賃金は雇傭主が勞務者に對して支給する賃金の最高を制限した額である。賃金統制令に於て最高賃金を定めたのは勞務者爭奪のために續々賃金の昂騰するのを抑止する事共に、之に伴つて勞務者の移動する事を防ぎ以つて賃金水準の混亂を豫防し、勞務需給を圓滑ならしめる趣旨に基くものであつて、日傭勞務者に對する最高賃金も此の趣旨より今回公定されたものに外ならない。而して最高賃金は地方長官が縣賃金委員會の意見を聽き定めたもの（令十條一項）で雇傭主は今度定めた日傭勞務者に付いては公定された最高賃金の額を越ゆる賃金を以つて雇入る事は出来ない（令十一條二項）

然し經驗の程度や作業條件又は作業場所或は就業時間等の關係で割増金或は特別加給金實費等を得らるゝものは之等を加へたものが最高賃金となる。尙天災事變か又は已むを得ない特別な理由のある場合知事の許可を受けたるものは、最高賃金

の額を超へて勞務者を雇傭し得るのである。

茲で注意せねばならないことは最高賃金が定められた以上はが非でもこの最高賃金に依らなければならぬ云ふ考へ方は大なる間違で此點は勞務者側から特に是正し各其能力に應じて公定された最高賃金の範圍内即ち標準賃金額を以つて雇傭さるゝ様にすべきであつて、戦時下賃金昂騰の抑制には雇傭主も勞務者も共に自肅してお互に協力すべき重大なる義務を有する次第である。

第四章 標準賃金

標準賃金は別に法規に基いて定められたものでなく、亦最高賃金及最低賃金を合計して算出した額でもない、所謂標準賃金に過ぎないが、從來に於ける全國的日傭勞務者の賃金実績を根據とし、物價及賃金指數の統計等より最も妥當適正であり標準となるべき額を示したもので、普通一人前の能力を有する勞務者に對する賃金と解すればよい、最高賃金が最高制限額でこの最高額に釣上げることは不可なることは前述の通りであるから標準賃金こそ賃金の水準を示したものと見た普通の勞務者にはこの標準賃金の範圍内で支給する様特に要望する。

第五章 既公定賃金の關係

一、廢止せられた賃金
今回改正せられた日傭勞務者の賃金が愈々本年四月一日より實施せらるゝこと、なつた結果、之に抵觸する是迄の日傭勞務者關係の公定又は協定賃金は當然不必要になつたので昭和十七年三月三十一日付縣告示第二〇一號（公定賃金）及第二〇二號（協定賃金）を以て三月三十一日限り之

を廢止したのである。

新公定賃金の實施に伴ひ此度廢止せられた公、協定賃金は左の通りである。

(1) 公定しありたるもの

- 一、昭和十五年四月 大分縣告示第二百十七號
大工、左官、石工、土工、雜役夫の最高賃金
- 一、昭和十五年七月 大分縣告示第三百八十四號
木挽職、屋根葺職、鳶職、鉦力職、疊職及一般雜役夫の最高賃金
- 一、昭和十五年十月 大分縣告示第五百二十三號
仲仕、ペンキ職の最高賃金
- 一、昭和十五年十月 大分縣告示第五百二十五號
大工、左官、石工等の最高賃金の追加
- 一、昭和十五年十月 大分縣告示第五百二十六號
木挽職、屋根葺職等の追加

(2) 協定に對し許可ありたるもの

- 一、昭和十五年五月 大分縣告示第二百二十號
春季養蠶業關係日傭勞務者賃金
- 一、昭和十五年十月 大分縣告示第五百五十七號
夏秋季養蠶業關係日傭勞務者賃金
- 一、昭和十五年五月 大分縣告示第二百二十一號

春季農耕関係日傭勞務者賃金

- 一、昭和十五年十月 大分縣告示第五百五十八號
秋季農耕関係日傭勞務者賃金
- 一、昭和十五年九月 大分縣告示第五百十號
林業関係日傭勞務者賃金

二、存續して效力ある賃金

本公定賃金は別個に存續して效力を有する賃金は現在に於ては

- 一、昭和十五年七月 大分縣告示第三百八十五號
製鹽業者關係勞務者賃金
- 一、昭和十五年九月 大分縣告示第四百八十八號
機械下駄製造關係勞務者賃金
- 一、昭和十六年十月 大分縣告示第五百二十九號
硅藻土採取關係勞務者賃金
- 一、昭和十六年十二月 大分縣告示第六百五十二號
石灰石採掘碎石事業關係勞務者賃金
- 一、昭和十六年十二月 大分縣告示第六百五十三號
酒類製造業關係勞務者賃金
- 一、昭和十七年一月 大分縣告示第二十九號
石灰製造業關係勞務者賃金

一、昭和十七年二月 大分縣告示第三百三十一號

貨物自動車運送事業關係勞務者賃金

等々之等は特別な關係で同業者の協定に依り許可したもので今回の日傭勞務者公定賃金は關係なく實施せられて居る譯である。

尙將來に於てもこの種の協定賃金が他にも許可せらるゝことあるべきは豫想せらるる所である。

第六章 賃金計算例

最高賃金は一定の就業時間を基本として基本額を公定してあるが、経験の程度、作業條件又は作業場所や超過時間等の關係で割増金、特別加給金、實費等を加算し得る。亦請負制の場合に於ても計算が一樣でなく仲々複雑であるから参考として賃金計算例を次に掲げることにする。

日傭勞務者賃金計算表

1 土木建築業勞務者關係

1 定額日給制ノ場合ニ於ケル最高賃金

$(1+0.15) \times$	交通費又ハ宿泊費	又ハ加給金	所定時間ヨリ1時間超過就業シ交通費宿泊費ヲ要シ特ニ優秀ナル場合	①
$(1-0.1) \times$	上	上	所定時間ヨリ1時間不足シテ就業シ交通費宿泊費ヲ要シ特ニ優秀ナル場合	②
$(1+0.3) \times$	上	上	頭等世話人場合1日就業シ且交通費宿泊費ヲ要シ特ニ優秀ナル場合	③
	上	上	女子勞務者1日就業シ且交通費宿泊費ヲ要シタル場合	④
	上	上	年少者 初心者 徒弟 1日就業シ交通費宿泊費ヲ要シタル場合	⑤
	上	上		⑥

□ 請負給制ノ場合ニ於ケル最高賃金

- {(基本給)×(1+0.15)} ×(1+0.3)+^{交通費+加給金}①ノ場合
- {(基本給)×(1-0.1)} ×(1+0.3)+^全上+加給金=②ノ場合
- {(基本給)×(1+0.3)} ×(1+0.3)+^全上+加給金=③ノ場合
- (基本給 × 0.7) × (1+0.3) + ^全上 =④ノ場合
- (基本給 × 0.8) × (1+0.3) + ^全上 =⑤ノ場合

2 海上波止塲岸壁河川沿岸勞務者關係

1 定額日給制ノ場合ニ於ケル最高賃金

- {(基本給) × (1+0.15)} × (1+^{特殊品扱割増}特殊作業割増) = 所定時間ヨリ1時間超過就業シ特殊扱又ハ特殊作業從事ノ場合……①
- {(基本給) × (1-0.1)} × (1+^全上) = 所定時間ヨリ1時間不足シ特殊品扱又ハ特殊作業從事ノ場合……②
- (基本給) × (1+^{世話役者割増}世話補助者割増) = 一日就業シタル場合……③
- (基本給) × (1+^{全補助者割増}全補助者割増) = 全補助者ノ場合……④
- (基本給) × 0.7 × (1+^{特殊品扱割増}特殊作業割増) = 所定就業時間就業ノ場合ニシテ然モ特殊品扱又ハ特殊作業從事ノ場合……④

□ 請負給制ノ場合ニ於ケル最高賃金

- [(基本給) × (1+0.15)] × (1+^{特殊品扱割増}特殊品扱割増) × (1+0.3)=①ノ場合
- [(基本給) × (1-0.1)] × (1+^全上) × (1+0.3)=②ノ場合
- {(基本給)×(1+^{世話役者割増}世話補助者割増)} ×(1+0.3) =③ノ場合
- {(基本給)×0.7} × (1+^{特殊品扱割増}特殊作業割増)} ×(1+0.3) =④ノ場合

3 陸上一般貨物取扱勞務者關係

1 定額日給制ノ場合ニ於ケル最高賃金

- {(基本給)×(1+0.15)} × (1+^{特殊品扱割増}特殊品扱割増) + 加給金 = 所定時間ヨリ1時間超過就業シ特殊品扱又ハ特殊作業從事ノ場合……①
- {(基本給) × (1+0.1)} × (1+^全上) + ^全上 = 所定時間ヨリ1時間不足シ特殊品扱及特殊作業從事ノ場合……②
- {(基本給)×0.7} × (1+^{特殊品扱割増}特殊品扱割増) = 女子勞務者所定就業時間就業ノ場合ヲ特殊品扱又ハ特殊作業ニ於ケル場合……③

□ 請負給制ノ場合ニ於ケル最高賃金

- [(基本給)×(1+0.15)] × (1+^{特殊品扱割増}特殊品扱割増) ×(1+0.3)+加給金=①ノ場合
- [(基本給)×(1-0.1)] × (1+^全上) ×(1+0.3)+加給金=②ノ場合
- [(基本給) × (0.3)] × (1+^全上) ×(1+0.3) =③ノ場合

4 林業勞務者關係

1 定額日給制ノ場合ニ於ケル最高賃金

- {(基本給)×(1+0.15)} ×(1+^{特殊品扱割増}特殊作業割増)+^全上馬賃 = 所定時間ヨリ1時間超過就業シ且特殊作業ニ從事シタル場合……①
 - {(基本給) × (1-0.1)} × (1+^全上)+^全上馬賃 = 所定時間ヨリ1時間不足シ且特殊作業ニ從事シタル場合……②
 - (基本給×0.7)×(1+^{特殊品扱割増}特殊作業割増)+女子勞務者1日就業シ然モ特殊作業ニ從事シタル場合……③
- ◎以上=更ニ加給金加算ノ場合アリ

□ 請負給制ノ場合ニ於ケル最高賃金

$$\{[(基本給) \times (1+0.15)] \times (1+特殊作業割増) + 牛馬賃\} \times (1+0.3) + 加給金 = \textcircled{1}$$
ニ更ニ加給額ヲ加算シタラ

$$\{(基本給) \times (1-0.1)\} \times (1+全 E) - 牛馬賃 \times (1+0.3) + 加給金 = \textcircled{2}$$
ノ場合

$$\{(基本給) \times (1-0.7) \times (1+特殊作業割増)\} \times (1+0.3) = \textcircled{3}$$
ノ場合

5 農業勞務者關係

1 定額日給ニ於ケル最高賃金

$$\{(基本給) \times (1+0.15)\} \times (1+特殊作業割増) + 牛馬賃$$
所定時間ヨリ1時間超過就業シ然モ特殊作業ニ従事シ牛馬又ハハ機械持ノ時

$$\{(基本給) \times (1-0.1)\} \times (1+全 E) + 全 E$$
所定時間ヨリ1時間不足シ然モ特殊作業ニ従事シ牛馬又ハハ機械持ノ時

$$\{(基本給) \times 0.7\} \times (1+特殊作業割増) = \textcircled{3}$$
女子勞務者ニシテ1日就業シ然モ特殊作業ニ従事シタラ

□ 請負給制ニ於ケル最高賃金

$$\{[(基本給) \times (1+0.15)] \times (1+特殊作業割増)\} \times (1+0.3) + 牛馬ノ機械賃賃料 = \textcircled{1}$$
ノ場合

$$\{(基本給) \times (1-0.1)\} \times (1+全 E) \times (1+0.3) + 全 E = \textcircled{2}$$
ノ場合

$$\{(基本給) \times 0.7\} \times (1+特殊作業割増) \times (1+0.3) = \textcircled{3}$$
ノ場合

第七章 手間賃運送料との關係

土木建築業、運輸取扱業、林業、農業に従事する勞務者の手間賃に就ては昭和十七年二月二十八

日厚生省告示第八七號を以つて地方長官に於てその額の指定を爲し得ることになつたので六月十六日縣告示第四〇一號を以つて之を公定した

茲に手間賃云ふのは賃金ニ異り雇傭契約に依らずして第三者の需要に應じ勞務を提供したる場合その反對給付として受くる財産的報酬であつて材料持の場合はその材料代を差引きたる残額が手間賃なるのである

然して手間賃ニ賃金ニは密接不可分の關係にあるので理論上は雇傭契約の有無に依つて區別せらるゝものであるが實際問題としては手間賃の中に賃金が含まれ賃金の中に手間賃が含まれて居ることが多くその區別が仲々困難である。従つて今回公定の賃金を無視して手間賃に名を籍り違反するこゝの出來ない様に、賃金の最高額同一額で且つ條件等も同じ手間賃を公定し賃金ニ手間賃ニ兩方面より取締し得る様萬全の方法を講じた次第である

尙運送料ニ手間賃も不可分の關係にあり運送料に名を籍り賃金の違反を犯すにこがあるので運送料も近く公定することになつて居る (附録賃金統制一覽表参照)

斯の如く手間賃又は運送料を別に定める理由は賃金の外にては完全なる統制を爲し得ず手間賃又は運送料の名目を以て統制を紊る虞が多分にあるこゝを豫想して之を防止する目的より出でたるものであつて表面は賃金で取締りその裏をくぐるものに對し手間賃又は運送料で取締るのであるこゝを充分理解し之が運用に付き完璧を期すべきである。

第八章 工場日傭勞務者賃金との關係

昭和十六年七月二十二日縣告示第三七二號が工場勞務者の最低及最高初給賃金を公定し同年九月

十一日厚生省告示第四〇四號がその平均時間割賃金制に依り最高の總額を制限したことは勿論で今回公定の日傭務者賃金が工場に於ける常傭務者に適用されないことも明である
然し工場に於ける日傭務者に對しては特別な事情があるので追つて厚生省より通牒あり次第別に之を公定する豫定である。

第九章 日傭務者雇入臺帳作成

日傭務者を雇出したものは次の様な「日傭務者雇入臺帳」を作成して保存せねばならぬことになつて居る。これは或は面倒なことも知れぬが、この臺帳を作成することに依り闇賃金の取引を防止するに共に雇關係並に賃金取引の實狀を後日に明に残すため若しこの義務に違反して作成せぬか、保存せぬか或は虚偽の記載をした場合は何れも處罰されるから特に注意され度い。

日傭務者雇入臺帳

雇主 住所	雇主住所		氏名
	被雇者 住所	住所	
雇入年月日	雇入基本賃金額	賃金支拂實額	賃金支拂月日 及領收者氏名印
			賃金支拂月日 及領收者氏名印
從事ノ 業内容	一、作業ノ名稱 二、從事時間 三、請負給ノ場合ハ賃金計算方法		

各論

(各業種別に依る内容説明)

第一章 土木建築業勞務者賃金

本公定の適用を受ける勞務者は土木建築業に従事する勞務者で日傭務者たるに常傭務者たるを問はぬのである。

適用の範圍

一、最低賃金

1. 基本

最低賃金は一日を標準として定めたものであり、一日を謂へば觀念上日出より日没迄の時間を指す爲め、自然季節により日中の時間が異なる譯である。従つて一日の就業時間を三月、四月、九月及十月に於ては十時間、五月、六月七月及八月に於ては十一時間、十一月、十二月、一月及二月に於ては九時間とし、日中の時間が九時間に足りない場合は日出より日没迄の間、又別に一日三交替作業を爲す場合、就業時間が八時間乃至九時間の場合は以上之等を何れも所定就業時間として最低賃金額を定めたものである。それで就業時間が長い場合は休憩時間を延長し、又は作業を怠けてよいといふ様な筋合では無いのである。

然して最低賃金額は便宜上男女別に二十才以上二十才未満に大別して定められてある。

2. 條件

「一日の就業時間が所定就業時間を超過した場合」の最低賃金は之を越ゆる一時間毎に最低賃

金額の1/10即ち一割に相當する額を加算したる額が其の場合の最低賃金額なるもので超過時間が一時間に満たない場合は此の割合で算出した額を加算すればよい。

二、最高賃金及標準賃金

1. 基本

所定就業時間に關する定めは最低賃金の時と同様である。

2. 職種及作業の内容

職種は二十九に分類し之等を所謂土建關係勞務者ニ稱し、その作業の内容は次の通りである。

職種	作業内容
大工	大工作業に従事するもの
左官	左官作業に従事するもの
左官材料工	左官材料の配合調整の作業に従事するもの
左官職	足場架、鐵骨の取付等、主として高所に於ける作業、各部切刻木材を整理運搬し、基礎上に組立つる作業、假設の作業小屋、物置、板圍ひ等の設置、又は取拂、木造建築物の移動及解体等の作業に従事するもの
鐵筋工	鐵筋の成形又は組立の作業に従事するもの
鐵治工	鐵治作業に従事するもの
煉瓦及タイル工	煉瓦積、タイル張等の作業に従事するもの
石工	石材の加工、据付等の作業に従事するもの

石磨工	石磨作業に従事するもの
石仲仕工	石材の運搬の作業に従事するもの
瓦葺工	瓦葺作業に従事するもの
スレート葺工	スレート葺、木羽葺の作業に従事するもの
木羽葺工	葺葺の作業に従事するもの
藁屋根葺工	藁力、亞酸板等の型出、割出(管の分歧)及曲物の作業ハンダ附及蠟附等の加工作業に従事するもの
鐵力工	塗料の塗裝、吹附又は燒附の作業に従事するもの
塗裝工	原動機又は機械の運轉又は保繕の作業並に汽罐の罐焚又は取扱の作業に従事するもの
運轉工	地下室の周壁及床、洋式屋根其の他、冷蔵庫等、防水を要する箇所に防水帯を設くる作業に従事するもの
防水工	土砂の掘方、埋戻し、切取又は盛土等の作業に従事するもの
土工	嵩土工等の手傳其他雜役に従事するもの
普通人夫	隧道掘鑿に當り、手掘作業に従事するもの
隧道坑夫	隧道掘鑿に當り土留をなす作業に従事するもの
斧鑿夫	隧道掘鑿に當り機械掘作業に従事するもの
進鑿夫	大工、左官、煉瓦及タイル工、瓦葺工等の補助作業に従事するもの
補助工	疊の調製又は取付の作業に従事するもの
疊工	

建 具 工	建具の製造又は取付の作業に従事するもの
造 園 工	造園の作業に従事するもの
植 木 工	植木の移植、剪定等の作業に従事するもの
表 具 師	襖等の表具作業に従事するもの

其の他の勞務者 前記職種以外の一切の作業に従事するもの

3. 女子勞務者

女子勞務者の場合は總て男子勞務者の賃金額の七割に相當する額を定めてある、之は基本給のみで就業時間や各條件は男子同様を解すればよい

4. 條 件

(イ)、「一日の就業時間が所定就業時間を超過した場合」の最高賃金額は所定就業時間を超ゆる一時間毎に一割五分に相當する額を加算した額が最高賃金額なるもので最低賃金額の場合を比較すれば、結局五分が残業歩増とも云ひ得る。超過の時間が一時間に満たない場合は一時間に對する割合を以て計算した額を加算すればよい。

(ロ)、「一日の總就業時間が所定就業時間に満たない場合」の最高賃金は不足時間一時間に對し、賃金額の一割を減額した額が最高賃金額となり、其の端數の時間は此の割合で算出した額を減額すればよい。

一日の就業時間が僅か三時間にも満たない場合は賃金額の三割に相當する額を以て最高賃金とす定めになつて居るので、一般が嫌惡する極く短時間就業の場合の從來の缺陷が是正せられた譯である。

(ハ) 一「出張作業の場合」或る雇傭主のものに高い賃金額が定めある他府縣の作業場に於て仕事に従事し居りたる者が其の雇傭主の都合により本縣の工事場に出張して作業に従事する場合は、高い賃金額の定めある他府縣の賃金額を最高賃金として支給してもよい。

例へば福岡縣に本社を有する請負者が本縣で工事を請負、早急に完成の要ある爲め、福岡の事業場に就業中の勞務者を本縣に出張せしめて作業を爲さしめる場合は、第一級縣たる福岡縣の最高賃金を支給し得るもので、之が理由とする所は之迄の賃金水準を引下げることには、彼等の生活環境の變化を來し、餘りに酷に過ぎるが爲めである。

尙此處で注意すべきは、本縣にて工事を爲すに當り、勞務者不足の爲め本縣居住の他府縣人を雇傭するに或は他府縣より募集して來た者に對しては、適用は無いので、勿論本縣の最高賃金に依らしむべきである。

(ニ) 「工事場が他縣に跨る場合」即ち一つの工事場が、最高賃金額の定めを異にする二縣に跨る場合は何れを以て最高賃金額とするか云へば、高い賃金額の定めある縣の最高賃金額を支給し得るもの之は、勞務需給の圓滑を計る爲め、賃金の均衡を保たしめたものである。

(ホ) 「頭梁人夫頭等の世話役」頭梁人夫頭等の所謂世話役に對する最高賃金額は之等の者は作業能力も一般に優れ、加ふるに人夫を統禦して作業を進行せしむべき重要な立場にあるに不拘普通人と同一に待遇することは、從來の實狀よりしても不合理であるので賃金額の三割増を以て最高賃金とした譯である。

(ヘ) 「年少者、初心者徒弟」十八才未満の年少者、經驗三年未満の初心者及徒弟は、目下修

業中の者で其の作業能力も未熟であるので、普通人と同額を以て律することは之又不合理であるので、従来の實情より見て、八割に相當する額を以て最高賃金を定めたものである。

(ト) 「雇傭主の都合に依り居住地を離れて就業する場合」交通費や宿泊費を要した時は之等に要した實費を加算したものが、最高賃金となるので此處に注意すべきは少くも途中交通機關により或は又宿泊せなければならぬ状況にあることを要し、然も現實に交通費、宿泊費を支辨した事實が存する場合に限ることは勿論である。

(チ) 「作業能率特に優秀なる場合」勞務者の作業能率が特別優秀な場合は特別加給金を以て三十錢以内の支給が認められたもので、之は一面闇賃金を増長せしむる嫌ひはあるが、一般の慣習に基き、此の條件を規定した譯で「作業能率特に優秀」なりとの認定は飽迄何人も是認する所、最優秀者の謂ひにして、此の認定は勿論、雇傭主の主觀にありは云へ、斯くの如き、勞務者は極めて稀にして嚴に之が濫用は慎むべきである。

(リ) 「請負の場合」請負の際の最高賃金額は、何によつて定めるか云へば前述した方法で計算した最高賃金額の三割増が請負の場合の最高賃金額なるもので従つて單價請負の場合は、此の最高賃金額の範圍内に於て各單價を定めることを要し、如何に請負も之以上の支給は出来ないであつて尙此の上に通費、宿泊費を要した場合は其の實費及最優秀者なる場合は特別加給金を夫々別に加算して支給し得る譯である。

又常備請負の場合の最高賃金額は工場勞務者の場合と同様、月額によることとし、毎日の稼働日毎に前記方法により算出した日々の最高賃金額の合計額が其の月の最高賃金額となるもので、計算の基礎に於ては常備日備何れも異なる所はないのである。

(ヌ) 「實物給與の場合」雇傭主が食事を支給し、自宅に宿泊せしむる等の所謂實物給與の場合合は昭和十五年十月厚生省告示金三百二十三號に依る厚生大臣指定の額を差引いた額が最高賃金となるわけである。尙厚生省告示第三百二十三號に關しては附録の中にあり参照せられたい。

第二章 海上に於ける貨物取扱勞務者(沖仲仕)

及波止場岸壁河川沿岸に於ける貨物取扱勞務者(陸仲仕沿岸仲仕)賃金

適用の範圍

運輸取扱業中海上、波止場、岸壁、河川、沿岸に於ける貨物取扱に従事する勞務者(沖仲仕、陸仲仕、沿岸仲仕)にして日備勞務者たるは常備勞務者たるを問はぬのである。

◎以下土建の場合と同様な規定に付ては説明を簡略とする

一、最低賃金

所定就業時間の定め並に之が最低賃金は土建の場合に大体同一にして、一日の就業時間が所定就業時間を超過した場合の最低賃金の定め方も同様である。

二、最高賃金及標準賃金

1. 基本

所定就業時間に對する最高賃金額及標準賃金額は之を業種別に定める事は業態上困難である

ので定額日給制に依る場合と請負給制に依る場合に分類して最高並に標準を定めたもので、特に請負給制の場合の最高賃金額を定額日給制の場合より稍々引下げた理由は、此の種の作業内容より見て兩者の間に労力の點より見る時大差なきを以て賃金の均衡を保持する爲め基本賃金を下げた譯である。

2. 職種及作業内容

沖仲仕沿岸仲仕に區別しその作業内容は次の通りである

(イ) 海上に於ける貨物取扱勞務者(沖仲仕) 船舶間に於ける貨物積卸作業に従事するもの

(ロ) 波止場、岸壁、河川沿岸に於ける貨物取扱勞務者(陸仲仕、沿岸仲仕) 船舶と波止場、岸壁又は河川沿岸との間に於ける貨物積卸の作業に従事するもの

3. 女子勞務者
女子勞務者の場合は男子勞務者の賃金額の七割に相當する額なることは土建と同様である。

4. 條件
(イ) 「一日の總就業時間が所定就業時間に満たない場合」は土建と同様不足時一時間に付き、賃金額の一割の減額となる譯で一時間に満たざる場合は此の割合を以て算出した額を減額すればよい。

(ロ) 「夜間作業の場合」所定就業時間終了後の超過時間は當然慣例上夜間作業と見て之を超過る一時間毎に賃金額の一割五分を加算したものが最高賃金額となる。

(ハ) 「特殊取扱及特殊作業の場合」特殊品の取扱並に特殊作業は特別の労力と時間と危険性が伴ふ爲め割増を附することとし、石炭、燐礦石、粘土、石膏、岩鹽、撒鹽、撒硫酸、硝石

曹達灰及ピツナコークスの場合は二割五分、セメント、木材、内地筏材、生牛皮、黒鉛、揮發油、オイル、コークス、爆發物、鉄鐵、屑鐵、鋼材、鋼塊、鐵板、鉄力板、樽入油、魚油、冷凍物、塩魚、塩皮、有毒礦石、バルブ、板締洋紙、晒粉、主石灰、ピツナ及無煙炭の類は三割、荒天時の強行作業の場合は三割の各割増加算が出来る譯で時局下急速を要すべき船舶運輸の上に支障を來たしめない趣旨に出づるものである。

尙特殊品で此處に列擧した以外の品は所謂普通品として取扱はるべきであり、荒天時の解釋は勿論社會一般通念によるべきは言を俟たない。

(ニ)、「世話役及全補助者の場合」常備勞務者にして之等の者は人夫の募集に或は人夫を指揮して短時間の内に貨物の積卸を爲し、聊かも海上輸送の滯滞を來たさしめない様にせなければならぬ重大な責任を負擔して居るので世話役は賃金額の五割増全補助者は三割増を支給し得る譯である。

(ホ) 「請負の場合」請負の場合は前述せる計算方法により、算出した最高賃金額の三割増とし、常備請負の最高賃金の定め方は前土建の場合と同じである。

(ヘ) 「實物給與の場合」土建と同様實物給與の場合は、厚生大臣指定の額を差引いたものが最高賃金額となる。

第三章 陸上に於ける一般貨物取扱勞務者賃金

適用の範圍

運輸取扱業中陸上に於ける一般貨物取扱に従事する勞務者で日△勞務者のみに適用せられ常備勞務者は除外するのである

一、最低賃金

陸上に於ける一般貨物取扱は其の作業の内容上所定就業時間を季節的に異なる定めを爲さず「一律に十時間の場合」に於ける最低賃金を定めたもので其の額並一日の就業時間が所定就業時間を超過した場合の規定も又同様である。

二、最高賃金及標準賃金

1 職種及作業内容

陸上一般貨物の取扱業に従事する職種七種に区分しての作業内容は次ぎの通りで各職種につき最高及標準賃金額を定めたものである

貨物自動車運轉者 貨物自動車の運轉に従事するもの

全 助 手 貨物自動車運轉の補助作業に従事するもの

自動車上乘作業員 貨物自動車に乗込み貨物の積卸作業に従事するもの

貨物積卸作業員 倉庫、貨車、自動車、荷牛馬車、荷車等に於ける貨物の積卸並荷捌検査荷造の作業に従事するもの

荷、車 曳 荷車リヤカー等に依る貨物の運搬の作業に従事するもの

荷馬(牛)車 曳荷馬(牛)車に依る貨物の運搬作業に従事するもの

駄馬(牛)運 送牛馬の背を利用して貨物の運搬作業を爲すもの

2 女子勞務者 女子勞務者は男子勞務者の賃金額の七割に相當する額で土建關係も同様である

3 條 件

(イ) 「一日の就業時間が所定就業時間を超過する場合」は土建も同様賃金額の一割五分増である

(ロ) 「一日の總就業時間が所定就業時間に満たない場合、不足時間一時間に付き賃金額の一割の減額不足時間一時間に満たない場合は此の割合を以て算出した額を減額する尙此の外三時間に満たない就業の場合は賃金額の三割に相當する額を最高賃金にすこも土建關係も同様である。

(ハ) 「特殊取扱及特殊作業の場合」特殊取扱として特に危険有害過重及嵩高の品に對しては二割五分増を加算したる額を支給し得特に危険有害過重嵩高品等の範圍を明かに定めない理由は終日斯る同一品目の取扱は極めて稀で一つに雇傭者並に勞務者の利便を計るに出でたるもので之が解釋は其の現物に従つて社會通念上個々に定むべきで一般の自肅を望む次第である尙荒天時の強行荷役の特殊作業の場合は三割の増の加算を支給出来るのである。

(ニ) 「作業能率特に優秀なる場合」土建の場合も同様の意味に於て特別加給金として三十錢迄加算出来るのである。

(ホ) 「請負の場合」土建關係も同様各場合の三割増を以て最高賃金額とし此の外に特に優秀な場合は特別加給金の加算が出来る。

(ヘ) 「實物供與の場合」此の場合は土建も同様厚生大臣指定の額を控除した額が最高賃金額となる。

第四章 林業勞務者賃金

適用の範圍

林業に従事する勞務者で日傭勞務者たるを常傭勞務者たるを問はず適用せられる。

一、最低賃金

所定就業時間は一、二月、三月、四月、九月、十月、十一月及十二月に於ては十時間五月、六月、七月及八月に於ては十一時間をなし之に對する最低賃金額並一日の就業時間が所定就業時間を超過した場合の最低賃金の定めは前と同様である。

二、最高賃金及標準賃金

1、基本

所定就業時間は最高賃金の場合と同様でこの時間を基本として最高及標準賃金額を定めたるものであるが山林關係の仕事は就業場所たる山林に赴くに相當の時間を要する事がある爲め必要ある場合は途中に要する時間をも所定就業時間中に算入するも差支へない事になつて居る。

2、職種及作業内容

造林伐出製材製炭雜の五作業に五大別し更に十四職種に細別したるがその内容は次の通りである。

- 造林作業
- 苗圃及植林 播種より植苗迄の作業
- 枝打 下枝刈作業

下刈 藪拂作業

伐出作業

伐木及造林 伐木より一定の長さの丸太に爲し皮剝を爲すまでの作業

集材及軌道運材 丸太を一定の場所に集め軌道に依る搬出の作業

木馬曳 丸太の元に鋸を打付け又は丸太を木橋に乗せ搬出する作業

地曳 牛馬に依らざる地曳の作業

筏流し 丸太を筏に組み河川に依り搬出する作業

管流し 丸太を河川に放流し川下にて陸上げする作業

製材 製材作業

木挽 手鋸に依る製材作業

製材 機械鋸に依る製材作業

製炭 製炭作業

製炭 製炭の爲の伐木又は運材築窯製炭包装等の作業

3、女子勞務者に對する賃金額は男子勞務者の七割に相當する額である事は前述の通りである。

4、條

(1) 「一日の就業時間が所定就業時間を超過する場合」は前同様之を越ゆる一時間毎に一割五分を加算したる額が最高賃金額になる一時間に満ない場合は此の割合を以つて算出したる額を加算するのである。

- (ロ) 「一日の總就業時間が所定の就業時間に満たない場合」は又同様不足時間一時間に付き賃金額の一割に相當する額の減額一時間に満たない場合は此の割合を以つて算出した額を減額し尙就業三時間に満たない場合は賃金額の三割に相當する額を以て最高賃金額とする事は前と同様である。
- (ハ) 「特殊作業の場合」特殊作業の規定として山小屋に泊り掛けで作業をする場合或は風雨雪等の荒天時の作業及夜間等非常勤務作業の場合は三割増を加算することが出来る
- (ニ) 「牛馬持の場合」林業勞務が牛馬持にて作業を爲す場合は就業一時間一頭飼料持で最高五十錢標準三十錢最低二十錢を加算し得るこゝで就業一時最に満たない場合は前の割合を以て算出したる額を加算出来るのである。
- (ホ) 「作業能率特に優秀なる場合」前述特別加作金三十錢を加算することが出来る
- (ヘ) 「請負の場合」各條件により計算した最高賃金額の二割増に牛馬持の場合並作業能率優秀の場合は夫々所定支給額を加算した額が最高賃金額となる常備請負の算合の計算方法は前同様である。
- (ト) 「實物給與の場合」前述同様指定額を控除して計算するのである。

第五章 農業勞務者賃金

適用の範圍

農業に従事する勞務者で日傭勞務者のみに適用せられ常備は除外するのである。

一、最低賃金

所定就業時間は一月二月三月四月九月十月十一月及十二月に於ては十時間、五月六月七月及八月に於ては十一時間とし此の場合に於ける最低賃金を定めたもので其の額並一日の就業時間が所定就業時間を超過する場合は一時間に付き賃金額の一割に相當する額を加算するこゝは前と同様である。

二、最高賃金及標準賃金

1、基本

最低賃金の場合と同様季節的に就業時間を十時間又は十一時間とし此の場合に於ける時間を基本として最高賃金及最低賃金を定めたものである。

2、職種及作業内容

従前の複雑なる類別を統一し稻作、麥作、養蠶、果樹園一般の五作業に大別し更に之を十一職種に区分したが、その作業内容は次の通りである。

職 種	作 業 内 容
稻 作 作 業	
水田耕耘整地作業	水田の荒起、鋤返、代掻等の作業
田 植 作 業	苗取挿秧等の田植作業
水田除草施肥管理作業	田植後收穫迄の除草施肥等水田管理の作業
稻收穫調整作業	稻刈、乾稻、糊摺、脱穀、俵詰等の作業
麥 作 作 業	
耕耘整地麥蒔作業	畑耕整地又は麥播種作業

麥收穫調整作業
 麥收納及麥刈の作業

養蠶作業
 摘桑作業
 蠶飼育作業
 桑摘の作業
 養蠶作業

果樹園作業
 果樹袋掛作業
 果樹收穫作業
 果實の袋掛の作業
 果實の收穫の作業
 果實包装又は荷造の作業
 農業關係作業にして前記作業の何れにも包含せられざる一切の作業

3、女子勞務者

女子勞務者に對しては男子勞務者の七割に定めたことは前述の通りである。

4、條 件

(イ) 「一日の就業時間が所定就業時間を超過する場合」 超過時間一時間に付き賃金額の一割五分を加算することを得る

(ロ) 「一日の總就業時間が所定就業時間に満たない場合」 不足時間一時間に付き賃金額の一割に相當する額を減額する其他就業三時間に満たない場合の最高賃金額は賃金額の三割に相當する額を以て最高賃金額とするは前と同様である。


(ハ) 「特殊作業の場合」 牛馬使の作業、自動耘耕機操作作業、動力用耨摺機、麥摺機脱穀機

使用（技術者のみ）作業の場合は特別な勞力と技術を要する關係上三割増の加算が出来ることになつて居る。

(ニ) 「牛馬並農業用機械器具持の場合」 以上の外に別に價格等統制令で定めた賃賃料を加算し得る譯であるから三月三十一日付縣告示第二〇〇號（附錄）を参照し加算すればよいのである。

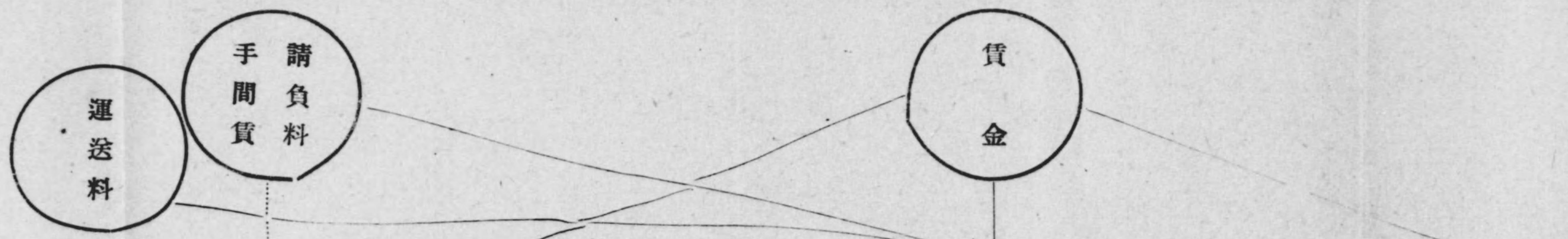
(ホ) 「請負の場合」 此の場合は前述せる各種條件に基いて計算した最高賃金額の三割増迄支給出来る様になつて居り更に牛馬、農業用機械器具持の場合は之等の賃賃料を加算した額が最高賃金額となるのである。

(ヘ) 「實物給與の場合」 前と同様實物給與を支給する場合は厚生大臣指定の額を控除した額が最高賃金額となる。



附 録

賃金統制一覽表



金賃者務場工

- 1 金屬工業機械器具工業(二九種)
- 2 化學工業(六〇種)
- 3 ガス業、電氣業(三種)
- 4 窯業及土石工業(一三種)
- 5 紡織工業(四四種)
- 6 製材及木製品工業(一九種)
- 7 食料品工業(二〇種)
- 8 印刷業及製本業(二種)
- 9 其ノ他ノ工業(三六種)

最高ノ總額ヲ限制ス
平均時給割賃金ヲ定ム

最高ノ初給賃金ヲ定ム

最低賃金ヲ定ム

↓一、昭和一六・九・一一厚生省告示第四〇四號ヲ以テ公定シ同年十月一日ヨリ實施

↓一、昭和一六・七・二日告示第三七一號ヲ以テ公定同年八月一日ヨリ實施

金賃者務勞日

- 1 土木建築業(常、日傭二九種)
- 2 海上、波止場、岸壁、河川、沿岸貨物取扱業(常、日傭三種)
- 3 陸上一般貨物取扱業(日傭九種)
- 4 林業(常、日傭一五種)
- 5 農業(日傭一二種)

牛馬農機具協定賃賃料

昭和一七・三・三一縣告示第二〇〇號

最高賃金ヲ定ム

最低賃金ヲ定ム

↓一、昭和一七・三・一七縣告示第一七一號ヲ以テ公定シ同年四月一日ヨリ實施

金賃定協者務勞他其

- 1 製鹽業(昭和一五・七・二三縣告示第三八五號)
- 2 機械下駄製造業(昭和一五・九・一三縣告示第四八八號)
- 3 硅藻土採掘業(昭和一六・一〇・二一縣告示第五二九號)
- 4 酒類製造業(昭和一六・一二・一二縣告示第六五三號)
- 5 石灰石採掘碎石業(昭和一六・一二・一二縣告示第六五二號)
- 6 石灰製造業(昭和一七・一・一三縣告示第二九號)
- 7 貨物自動車運送業(昭和一七・二・二〇縣告示一三一號)

昭和一七、六、一六縣告示第四〇一號ヲ以テ日傭勞務者賃金ノ最高額ト同一額及同條件ヲ以テ定ム

請負料
手間賃
運送料

大分縣告示第百七十一號

賃金統制令第九條第一項及第十一條第一項ノ規定ニ依リ日傭勞務者ノ最低賃金及最高賃金を左ノ通
定メ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年三月十七日

大分縣知事 灘 尾 弘 吉

第一 土木建築業務者ノ最低賃金及最高賃金

(常傭、日傭ヲ含ム)

一、最低賃金

(一) 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ三月、四月、九月及十月ニ於テハ十時間、五月六月、七月及八月ニ於テハ十一時間、十一月、十二月、一月及二月ニ於テハ九時間(日出ヨリ日没迄ノ時間ガ九時間ニ滿タダル場合ハ日出ヨリ日没迄ノ時間、一日三交替作業ノ場合ニ於テ所定就業時間ガ八時間乃至九時間ナルトキハ其ノ所定就業時間)ノ場合ニ於ケル土木建築業務者ノ最低賃金額左ノ如シ

年 齡 別	賃 金 別	
	男 子 勞 務 者	女 子 勞 務 者
二十歳未滿	圓五〇錢	圓四〇錢
二十歳以上	一、一五	一、六〇

(二) 一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ムル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ額ノ一割ニ相當スル額(一時間ニ滿タダル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最低賃金額トス、但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス

二、最高賃金及標準賃金
 (一) 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ三月、四月、九月及十月ニ於テハ十時間五月、六月。七月及八月ニ於テハ十一時間、十一月、十二月、一月及二月ニ於テハ九時間(日出ヨリ日没迄ノ時間ガ九時間ニ滿タダル場合ハ日出ヨリ日没迄ノ時間、一日三交替作業ノ場合ニ於テ所定就業時間ガ八時間乃至九時間ナルトキハ其ノ所定就業時間)ノ場合ニ於ケル土木建築業勞務者ノ最高賃金額及標準賃金額左ノ如シ

1、男子勞務者

職種別	賃金別	最高賃金額	標準賃金額
大工	官工	三圓二〇錢	二圓五〇錢
左官	材料工	三、二〇	二、五〇
左官	材料工	二、八〇	二、二〇
職	職	三、二〇	二、二〇
鐵筋	職	三、〇〇	二、四〇
鍛冶	職	三、五〇	二、八〇
煉瓦及 ダイヤル工	職	三、三〇	二、六〇

石磨工	三、四〇	二、七〇
石仲仕工	三、二〇	二、五〇
瓦葺工	二、九〇	二、三〇
スレート木羽葺工	三、三〇	二、六〇
葎屋根葺職	三、三〇	二、五〇
紙力職	三、二〇	二、五〇
塗裝工	三、二〇	二、五〇
運轉水工	二、八〇	二、二〇
防土工	三、三〇	二、六〇
土通坑夫	二、八〇	二、二〇
普道坑夫	二、四〇	一、九〇
院道坑夫	二、九〇	二、三〇
斧鑿夫	三、〇〇	二、三〇
道鑿夫	三、〇〇	二、三〇
補助工	二、四〇	一、九〇
疊具工	二、九〇	二、二〇
建造具工	三、〇〇	二、四〇
木園具工	二、九〇	二、三〇
植木工	二、六〇	二、一〇

表 具 師
其ノ他ノ勞務者

三、〇〇
二、四〇

二、四〇
一、九〇

三四

2、女子勞務者

男子勞務者ノ賃金額ノ七割ニ相當スル額

- (一) 一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ賃金額ノ一割五分ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス、但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス
- (二) 一日ノ總就業時間ガ第一號ニヨリ定ムル就業時間ニ滿タザル場合ハ其ノ不足時間一時間又ハ其ノ端數毎ニ第一號ノ金額ノ一割ニ相當スル額ヲ減額シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス但シ三時間ニ滿タザル就業ノ場合ハ第一號ノ賃金額ノ三割ニ相當スル額ヲ最高賃金額トス
- (三) 雇傭主ノ都合ニヨリ、本告示ニ定ムル最高賃金額ヨリ高キ最高賃金額ノ定メアル地域ヨリ出張シ作業ヲ爲ス者ニ付テハ其ノ高キ地域ノ最高賃金額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス
- (四) 本告示ニ定ムル最高賃金額ヨリ高キ最高賃金額ノ定メアル地域ニ跨ル工事ニ就業スル者ニ付テハ其ノ高キ地域ノ最高賃金額ヲ以テ最高賃金額トス
- (五) 頭梁、人夫頭ノ世話役ニ付テハ前各號ニヨリ算出シタル最高賃金額ノ三割増ヲ以テ其ノ最高賃金額トス
- (六) 年少者(十八歳未滿ノ者)初心者(經驗三年未滿ノ者)及徒弟ノ最高賃金額ハ前各號ニヨリ算出シタル金額ノ八割ニ相當スル額ヲ以テ最高賃金額トス
- (七) 雇傭主ノ都合ニヨリ居住地ヲ離レテ就業スル爲メ交通費及宿泊費ヲ要シタル場合ハ前各號ニヨリ算出シタル金額ニ實費ヲ加算シタル額ヲ以テ最高賃金額トス
- (八) 作業能率特ニ優秀ナル勞務者ニ付テハ前各號ニヨリ算出シタル金額ニ特別加給金トシテ就業一日ニ付三十錢ヲ加算シタルモノヲ以テ最高賃金額トス
- (九) 請負賃金制ノ場合ニ於ケル最高賃金額ハ第一號乃至第七號ニヨリ算出シタル最高賃金額ノ三割増ニ前二號ノ給與ヲ加算シタル額トス、請負賃金制ニ依ル常備勞務者ノ最高賃金額ハ月額ニヨルコトトシ毎月ノ稼働日毎ニ前項ニヨリ算出シタル最高賃金額ノ合計額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス
- (一〇) 實物給與ノ場合ハ昭和十五年十月十九日附厚生省告示第三百二十三號ニヨル厚生大臣指定ノ評價額ヲ控除シタル額ヲ以テ最高賃金額及最低賃金額トス

第二 海上ニ於ケル貨物取扱勞務者(沖仲仕)及波止場、岸壁、河川、沿岸ニ於ケル貨物取扱勞務者(陸仲仕、沿岸仲仕)ノ最低賃金及最高賃金(常備、日傭ヲ含ム)

一、最低賃金

- (一) 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ三月、四月、九月及十月ニ於テハ十時間、五月、六月、七月及八月ニ於テハ十一時間十一月、十二月、一月及二月ニ於テハ九時間ノ場合ニ於ケル海上波止場、岸壁、河川及殆岸貨物取扱勞務者(沖仲仕、陸仲仕、沿岸仲仕)ノ最低賃金額左ノ如シ

年齢別	賃金別	男子 勞務者	女子 勞務者
二十歳未満		圓五〇錢	圓四〇錢
二十歳以上		一、一五	、六〇

(二) 一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ額ノ一割ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最低賃金額トス但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス

二、最高賃金及標準賃金

(一) 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ三月、四月、九月及十月ニ於テハ十時間、五月、六月、七月及八月ニ於テハ十一時間、十一月、十二月、一月及二月ニ於テハ九時間ノ場合ニ於ケル海上、岸壁、河川及沿岸貨物取扱勞務者(沖仲仕、陸仲仕沿岸仲仕)ノ最高賃金額及標準賃金額左ノ如シ

1、男子 勞務者

イ、定額日給制ニ依ル場合

最高賃金額 三圓七〇錢
 標準賃金額 二、七〇
 ロ、請負給制(荷役出來高制)ニヨル場合
 最高賃金額 三圓二〇錢

標準賃金額

二、七〇

2、女子 勞務者

男子 勞務者ノ賃金額ノ七割ニ相當スル額

(二) 一日ノ總就業時間ガ第一號ニ定ムル就業時間ニ滿タザル場合ハ其ノ不足時間一時間又ハ其ノ端數毎ニ第一號ノ金額ノ一割ニ相當スル額ヲ減額シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス、但シ三時間ニ滿タザル就業ノ場合ハ第一號ノ賃金額ノ三割ニ相當スル額ヲ最高賃金額トス

(三) 夜間作業ノ場合ハ其ノ一時間毎ニ第一號ノ最高賃金額ノ一割五分ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス

(四) 左ノ特殊品扱及特殊作業ニ付テハ前各號ニヨリ算出シタル最高賃金額ニ左ノ率ニヨル割増

ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス

- 1、石炭、燐礦石、鑛石、粘土、石膏、岩鹽、撒鹽、撒硫酸、硝石、曹達灰、
ピナツコークス 二割五分
- 2、セメント、木材、内地筏代、生牛皮、黑鉛、揮發油、オイルコークス、爆
發物、鉄鐵、屑鐵、鋼材、鋼塊、鐵板、鋺力板、樽入油、魚油、冷凍物、鹽 三割
- 魚、有毒鑛石、バルブ板縮洋紙、晒粉、生石灰、ピツナ、無煙炭 三割
- 3、荒天時ノ強行荷役 三割

(五) 常備勞務者中左ノ者ノ最高賃金額ハ前各號ニヨリ算出シタル最高賃金額ニ左ノ率ニヨル割増ヲ加算シタルモノトス

世話役(荷役責任者)

五割

世話役補助者

三割

(六) 請負賃金制(荷役出来高制)ノ場合ニ於ケル最高賃金額ハ第一號乃至第五號ニヨリ算出シタル最高賃金額ノ三割増ヲ以テ最高賃金額トス

請負賃金制ニ於ケル常備勞務者ノ最高賃金額ハ月額ニ依ルコトトシ毎月ノ稼働日毎ニ前項ニヨリ算出シタル最高賃金額ノ合計額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス

(七) 實物給與ノ場合ハ昭和十五年十月十九日附厚生省告示第三百二十三號ニヨル厚生大臣指定ノ評價額ヲ控除シタル額ヲ以テ最高賃金額及最低賃金額トス

第三 陸上ニ於ケル一般貨物取扱勞務者ノ最低賃金及最高賃金(常備ヲ除ク)

一、最低賃金

(一) 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム)以下之ニ同ジ)ガ十時間ノ場合ニ於ケル陸上一般貨物取扱勞務者ノ最低賃金額左ノ如シ

年齢別	賃金別	
	男子勞務者	女子勞務者
二十歳未満	圓五〇錢	圓四〇錢
二十歳以上	一、一五	六〇

(二) 一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ額ノ一割ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算

シタルモノヲ以テ其ノ最低賃金額トス 但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス

二、最高賃金及標準賃金

(一) 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム)以下之ニ同ジ)ガ十時間ノ場合ニ於ケル陸上一般貨物取扱勞務者ノ最高賃金額及標準賃金額左ノ如シ

1、男子勞務者

職 種 別	最 高 賃 金 額	標 準 賃 金 額
貨物自動車運轉者	三圓〇〇錢	二圓〇〇錢
貨物自動車運轉助手	二、〇〇	一、六〇
自動車上乗作業員	二、六〇	二、〇〇
貨物積卸作業員	三、〇〇	二、五〇
(倉庫内作業ヲ含ム)		
荷車曳(車無)	二、三〇	一、八〇
同 (車持)	二、八〇	二、二〇
運搬同	三、三〇	二、六〇
荷馬車曳(荷馬牛車無)	九、〇〇	七、〇〇
同 (同車持)	七、〇〇	五、〇〇
馬(牛)運送		

2、女子勞務者

男子勞務者ノ賃金額ノ七割ニ相當スル額

(二) 一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ賃金額ノ一

- 割五分ニ相當スル額（一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ算出シタル額）ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス 但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス
 - （三）一日ノ總就業時間ガ第一號ニ定ムル就業時間ニ滿タザル場合ハ其ノ不足時間一時間又ハ其ノ端數毎ニ第一號ノ金額ノ一割ニ相當スル額ヲ減額シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス 但シ三時間ニ滿タザル就業ノ場合ハ第一號ノ賃金額ノ三割ニ相當スル額ヲ最高賃金額トス
 - （四）左ノ特殊取扱及特殊作業ニ付テハ前各號ニヨリ算出シタル最高賃金額ニ左ノ率ニヨル割増ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス
 - イ、特ニ危険、有害、過重及嵩高ノ品……二割五分
 - ロ、荒天時ノ強行荷役……三割
 - （五）作業能率特ニ優秀ナル勞務者ニ付テハ前各號ニヨリ算出シタル金額ニ特別加給金トシテ就業一日ニ付三十錢ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス
 - （六）波止場、岸壁、河川、沿岸ト密接ナル關係ニアル場所ニ於ケル荷物積卸作業ニ付テハ陸仲仕（波止場、岸壁、河川沿岸）ノ最高賃金額又ハ最低賃金額ト同額ヲ以テ最高賃金額又ハ最低賃金額トス
 - （七）請負賃金制ノ場合ニ於ケル最高賃金額ハ第一號乃至第四號ニヨリ算出シタル最高賃金額ノ三割増ニ第五號ノ給與ヲ加算シタル額トス
 - （八）實物給與ノ場合ハ昭和十五年十月十九日附厚生省告示第三百二十三號ニヨル厚生大臣指定ノ評價額ヲ控除シタル額ヲ以テ最高賃金額及最低賃金額トス
- 第四 林業勞務者ノ最低賃金及最高賃金（常備、日傭ヲ含ム）

一、最低賃金

（一）一日ノ就業時間（休憩時間ヲ含ム、以下之ニ同ジ）ガ一月、二月、三月、四月、九月、十月、十一月及十二月ニ於テハ十時間、五月、六月、七月及八月ニ於テハ十一時間ノ場合ニ於ケル林業勞務者ノ最低賃金額左ノ如シ

年齢別	賃金別	男子勞務者	女子勞務者
二十歳未満		圓五〇錢	圓四〇錢
二十歳以上		一、一五	六〇

- （二）一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ額ノ一割ニ相當スル額（一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額）ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最低賃金額トス、但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス
 - 二、最高賃金及標準賃金
 - （一）一日ノ就業時間（休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ）ガ一月、二月、三月、四月、九月、十月、十一月及十二月ニ於テハ十時間、五月、六月、七月及八月ニ於テハ十一時間ノ場合ニ於ケル最高賃金額及標準賃金額左ノ如シ
- 1、男子勞務者

別業作	職種	賃金額	
		最高賃金額	標準賃金額
業作林造	苗圃及植林 刈打林	二圓〇〇錢 二、八〇 二、四〇	一圓六〇錢 二、二〇 一、九〇
業作出伐	伐木(竹)及造林 集材及軌道運材 木馬 曳曳	三、五〇 三、三〇 四、五〇 四、〇〇 三、七〇 二、八〇	二、二〇 二、五〇 三、六〇 二、五〇 二、八〇 二、二〇
業作材製	木製 撰鋸製木 目 別立材挽	三、三〇 二、四〇 三、一〇 三、一〇	二、五〇 一、九〇 二、四〇 二、四〇
製炭	炭	三、三〇	二、五〇
雜作業		二、一〇	一、六〇

2、女子勞務者

男子勞務者ノ賃金ノ七割ニ相當スル額

- (一) 一日ノ就業時間前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ賃金額ノ一割五分ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス 但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス
- (二) 一日ノ總就業時間ガ第一號ニ定ムル就業時間ニ滿タザル場合ハ其ノ不足時間一時間又ハ其ノ端數毎ニ第一號ノ金額ノ一割ニ相當スル額ヲ減額シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス 但シ三時間ニ滿タザル就業ノ場合ハ第一號ノ賃金額ノ三割ニ相當スル額ヲ最高賃金額トス
- (三) 左ノ特殊作業ニ付テハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ニ左ノ率ニ依ル割増ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス

泊リ掛作業
風雨雪等荒天時作業 三割
非常勤務作業

(五) 牛馬持ノ場合ニ於ケル最高賃金額又ハ最低賃金額ハ前各號ニヨリ算出シタル最高賃金額又ハ最低賃金額ニ就業一時間一頭(飼料持)ニ付キ左ノ額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタル額トス

最	高	標	準	最	低
圓六〇錢		四〇錢		三〇錢	

(六) 作業能率特ニ優秀ナル勞務者ニ付テハ前各號ニヨリ算出シタル金額ニ特別加給金トシテ就業一日ニ付五十錢ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス

(七) 請負賃金制ノ場合ニ於ケル最高金額ハ第一號乃至第四號ニヨリ算出シタル最高賃金額ノ三割増ニ前二號ノ給與ヲ加算シタル額トス請負賃金制ニ於ケル常備勞務者ノ最高賃金額ハ月額ニヨルコト、シ、毎月ノ稼働日毎ニ前項ニヨリ算出シタル最高賃金額ノ合計額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス

(八) 實物給與ノ場合ハ昭和十五年十月十九日附厚生省告示第三百二十三號ニヨリ厚生大臣指定ノ評價額ヲ控除シタル額ヲ以テ最高賃金額及最低賃金額トス

第五 農業勞務者ノ最低賃金及最高賃金(常備ヲ除ク)

一、最低賃金

(一) 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ一月、二月、三月、四月、九月、十月十一月及十二月ニ於テハ十時間、五月、六月、七月及八月ニ於テハ十一時間ノ場合ニ於ケル農業勞務者ノ最低賃金額左ノ如シ

年齢別	賃金別	
	男子勞務者	女子勞務者
二十歳未満	五〇錢	四〇錢
二十歳以上	一、二五	六〇

(二) 一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ額ノ

一割ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最低賃金額トス 但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス

二、最高賃金及標準賃金

作業別	職別	男子勞務者		女子勞務者	
		最高賃金額	標準賃金額	最高賃金額	標準賃金額
稻作	水田耕耘整地作業	二圓七〇錢	二圓三〇錢	二圓〇〇錢	一圓六〇錢
	田植作業	三、〇〇	二、五〇	二、四〇	一、九〇
	水田除草施肥管理作業	二、五〇	二、一〇	一、九〇	一、五〇
	稻收穫調整作業	二、八〇	二、四〇	二、一〇	一、七〇
麥作	耕耘整地麥蒔作業	二、六〇	二、一〇	二、〇〇	一、五〇
	麥收穫調整作業	二、七〇	二、三〇	二、〇〇	一、六〇
蠶養作	摘桑作業	一、八〇	一、六〇	一、四〇	一、二〇
	蠶飼育作業	一、九〇	一、七〇	一、五〇	一、三〇
果樹園作	果樹袋掛作業	一、八〇	一、六〇	一、四〇	一、二〇
	果樹收穫作業	一、八〇	一、六〇	一、四〇	一、二〇
	荷造作業	二、〇〇	一、七〇	一、五〇	一、三〇
一般作業		二、五〇	二、一〇	一、九〇	一、五〇

(一) 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ一月、二月、三月、四月、九月、十月十一月及十二月ニ於テハ十時間、五月六月、七月及八月ニ於テハ十一時間ノ場合ニ於ケル農業勞務者ノ最高賃金額及標準賃金額前表ノ如シ

(二) 一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ賃金額ノ一割五分ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス、但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス

(三) 一日ノ總就業時間ガ第一號ニ定ムル就業時間ニ滿タザル場合ハ其ノ不足時間一時間又ハ其ノ端數毎ニ第一號ノ金額ノ一割ニ相當スル額ヲ減額シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス、但シ三時間ニ滿タザル就業ノ場合ハ第一號ノ賃金額ノ三割ニ相當スル額ヲ最高賃金額トス

(四) 左ノ特殊作業ニ就業スル場合ハ前各號ニヨリ算出シタル最高賃金額ニ左ノ率ニヨリ割増ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス

- イ、牛馬使作業
 - ロ、自動耕耘機操作々業
 - ハ、動力用粉摺機、麥摺機、脱穀機使用作業(技術者)
- } 三割

(五) 牛馬又ハ機械器具持ノ場合ニ於ケル最高賃金額ハ前各號ニヨリ算出シタル最高賃金額ニ價格等統制令ニ基ク牛馬又ハ農業用機械器具ノ公定賃貸料ヲ各加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス

(六) 請負給制ノ場合ニ於ケル最高賃金額ハ第一號乃至第四號ニヨリ算出シタル最高賃金額ノ三割増ニ前號ノ使用料ヲ加算シタル額トス

(七) 實物給與ノ場合ハ昭和十五年十月十九日附厚生省告示第三百二十三號ニヨル厚生大臣指定ノ評價額ヲ控除シタル額ヲ以テ最高賃金額及最低賃金額トス

大分縣告示第四〇一號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ土木建築業、運輸取扱業、林業及農業ニ従事スル勞務者ノ手間賃、最高額ヲ左ノ通指定ス

大分縣知事 藤 尾 弘 吉

昭和十七年六月十六日

第一 土木建築業ニ従事スル勞務者

一、一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ三月、四月、九月及十月ニ於テハ十時間五月、六月、七月及八月ニ於テハ十一時間十一月、十二月、一月及二月ニ於テハ九時間(日出ヨリ日没迄ノ時間ガ九時間ニ滿タザル場合ハ日出ヨリ日没迄ノ時間)ノ場合ニ於ケル土木建築業ニ従事スル勞務者ノ手間賃ノ最高額左ノ如シ

1、男子勞務者

職 種 別	料 金 別	最 高 額	職 種 別	料 金 別	最 高 額
大 工		三、二〇	運 轉 工		二、八〇
左 官		三、二〇	防 水 工		三、三〇

在官材料職工	處筋職工	鐵筋職工	鍛冶職工	煉瓦及タイル職工	石工	石磨職工	石仲仕職工	瓦葺職工	スレート木羽葺職工	葺屋根葺職工	紙力職工	塗装職工
二、八〇	三、二〇	三、〇〇	三、五〇	三、三〇	三、四〇	三、二〇	二、九〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、二〇	三、二〇
土人	普通	陸道	斧鑿	進助	補工	疊工	建具	造園	植木	表具	其ノ他ノ勞務者	
二、八〇	二、四〇	二、九〇	三、〇〇	三、〇〇	二、四〇	二、九〇	三、〇〇	二、九〇	二、六〇	三、〇〇	二、四〇	

2、女子勞務者

男子勞務者ノ最高額ノ七割ニ相當スル額

- 二、一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ額ノ一割五分ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高額トス 但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス
- 三、一日ノ總就業時間ガ第一號ニ定ムル就業時間ニ滿タザル場合ハ其不足時間一時間、又ハ其端數

- 毎ニ第一號ノ金額ノ一割ニ相當スル額ヲ減額シタルモノヲ以テ最高額トス 但シ右ニ依リ計算シタル額ガ第一號ノ最高額ノ三割ニ滿タザル場合ハ三割ニ相當スル額ヲ其ノ最高額トス
- 四、頭梁、人夫頭ノ世話役ニ付テハ前各號ニ依リ計算シタル最高額ノ三割増ヲ以テ其ノ最高額トス
- 五、年少者（十八歳未滿ノ者）初心者（經驗三年未滿ノ者）及徒弟ノ最高額ハ前各號ニヨリ計算シタル金額ノ八割ニ相當スル額ヲ以テ最高額トス
- 六、雇傭主ノ都合ニ依リ居住地ヲ離レテ就業スル爲メ交通費及宿泊費ヲ要シタル場合ハ前各號ニヨリ算出シタル金額ニ其ノ實費ニ相當スル額ヲ加算シタル額ヲ以テ最高額トス
- 七、作業能率特ニ優秀ナル勞務者ニ付テハ前各號ニ依リ算出シタル金額ニ特別加給金トシテ就業一日ニ付三十錢ヲ加算シタルモノヲ以テ最高額トス
- 八、手間請負ノ場合ニ於ケル最高額ハ第一號乃至第五號ニ依リ算出シタル最高額ノ三割増ニ前二號ノ給與ヲ加算シタル額トス

第二 海上於ケル貨物取扱勞務者（沖仲仕）及波止場、岸壁、河川沿岸ニ於ケル貨物取扱ニ從事スル勞務者（陸仲仕、沿岸仲仕）

- 一、一日ノ就業時間（休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ）ガ三月、四月、九月及十月ニ於テハ十時間、五月、六月、七月及八月ニ於テハ十一時間、十一月、十二月、一月及二月ニ於テハ九時間ノ場合ニ於ケル海上岸壁、河川及沿岸、貨物取扱ニ從事スル勞務者（沖仲仕、陸仲仕、沿岸仲仕）ノ

間賃ノ最高額左ノ如シ

1、男子勞務者

イ、定額日給制ニ依ル場合

最高額 三圓七〇錢

ロ、請負給制(荷役出來高制)ニ依ル場合

最高額 三圓二〇錢

2、女子勞務者

男子勞務者ノ最高額ノ七割ニ相當スル額

二、一日ノ總就業時間ガ第一號ニ定ムル就業時間ニ滿タザル場合ハ其ノ不足時間一時間又ハ其ノ端數毎ニ第一號ノ金額ノ一割ニ相當スル額ヲ減額シタルモノヲ以テ其ノ最高額トス 但シ右ニ依リ計算シタル額ガ第一號ノ最高額ノ三割ニ滿タザル場合ハ三割ニ相當スル額ヲ其ノ最高額トス

三、夜間作業ノ場合ハ其一時間毎ニ第一號ノ額ノ一割五分ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ最高額トス

四、左ノ特殊品扱及特殊作業ニ付テハ前各號ニ依リ算出シタル最高額ニ左ノ率ニヨル割増ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高額トス

1、石灰、燐礦石、鑛石粘土、石膏、岩鹽、撒鹽、撒硫酸、硝石
曹達灰、ピツナコークス

二割五分

2、セメント、木材、内地炭材、生牛皮、黒鉛、揮發油、オイル
コークス、爆發物、鉄鐵、屑鐵、鋼塊、鐵板、鋳力板
樽入油、魚油、冷凍物、鹽魚、鹽皮、有毒鑛石、バルブ
板縮洋紙、晒粉、生石灰、ピツナ、無煙炭

三割

3、荒天時ノ強行荷役

三割

五、手間請負(荷役出來高制)ノ場合ニ於ケル最高額ハ第一號乃至第四號ニヨリ算出シタル最高額ノ三割増ヲ以テ最高額トス

第三 陸上ニ於ケル一般貨物取扱ニ従事スル勞務者

一、一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ十時間ノ場合ニ於ケル陸上一般貨物取扱ニ従事スル勞務者ノ手間賃ノ最高額左ノ如シ

1、男子勞務者

職種別	料金別	最高額	職種別	料金別	最高額
貨物自動車運轉者	三、〇〇	運	荷車曳(車無)	二、三〇	
貨物自動車運轉助手	二、〇〇	搬	荷車曳(車持)	二、八〇	
自動車上乘作業員	二、六〇	作	荷馬車曳(荷馬牛車無)	三、三〇	
貨物積卸作業員 (倉庫内作業ヲ含ム)	三、〇〇	業	荷馬車曳(荷馬牛車持)	九、〇〇	
		員	駄馬(牛)運送	七、〇〇	

2、女子勞務者

男子勞務者ノ最高額ノ七割ニ相當スル額

二、一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ額ノ一割五分ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタ

ルモノヲ以テ其ノ最高額トス 但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス

三、一日ノ總就業時間ガ第一號ニ定ムル就業時間ニ滿タザル場合ハ其不足時間、一時間又ハ其端數
毎ニ第一號ノ金額ノ一割ニ相當スル額ヲ減額シタルモノヲ以テ最高額トス、但シ右ニ依リ計算シ
タル額ガ第一號ノ最高額ノ三割ニ滿タザル場合ハ三割ニ相當スル額ヲ其ノ最高額トス

四、左ノ特殊品扱及特殊作業ニ付テハ前各號ニ依リ算出シタル最高額ニ左ノ率ニヨル割増ヲ加算シ
タルモノヲ以テ其ノ最高額トス

イ、殊ニ危険、有害、過重及嵩高ノ品

二割五分

ロ、荒天時ノ強行荷役

三割

五、作業能率特ニ優秀ナル勞務者ニ付テハ前各號ニヨリ算出シタル金額ニ特別加給金トシテ就業一
日ニ付三十錢ヲ加算シタルモノヲ以テ其最高額トス

六、波止場、岸壁、河川、沿岸ト密接ナル關係ニアル場所ニ於ケル荷物積卸作業ニ就テハ陸仲仕
(波止場、岸壁、河川、沿岸)ノ最高額ト同額ヲ以テ最高額トス

七、手間請負ノ場合ニ於ケル最高額ハ第一號乃至第四號ニヨリ算出テタル最高額ノ三割増ニ第五號
ノ給與ヲ加算シタル額トス

第四 林業ニ従事スル勞務者

一、一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ一月、二月、三月、四月、九月、十月、十
一月及十二月ニ於テハ十時間、五月、六月、七月及八月ニ於テハ十一時間ノ場合ニ於ケル林業ニ
従事スル勞務者ノ手間賃ノ最高額左ノ如シ

1、男子勞務者

別業作		職種別		料金別		最高額	
伐木(竹)及造林 集材及軌道運材	伐木(竹)及造林 集材及軌道運材	材製	製木	撰鋸製木	目	別立材挽	二、〇〇
							二、八〇
下枝	苗圃及植林	刈打	林				二、四〇
							三、五〇
伐木(竹)及造林 集材及軌道運材	伐木(竹)及造林 集材及軌道運材	材製	製木	撰鋸製木	目	別立材挽	三、三〇
							三、三〇
伐木(竹)及造林 集材及軌道運材	伐木(竹)及造林 集材及軌道運材	材製	製木	撰鋸製木	目	別立材挽	四、五〇
							四、〇〇
伐木(竹)及造林 集材及軌道運材	伐木(竹)及造林 集材及軌道運材	材製	製木	撰鋸製木	目	別立材挽	四、〇〇
							三、七〇
伐木(竹)及造林 集材及軌道運材	伐木(竹)及造林 集材及軌道運材	材製	製木	撰鋸製木	目	別立材挽	三、七〇
							二、八〇
伐木(竹)及造林 集材及軌道運材	伐木(竹)及造林 集材及軌道運材	材製	製木	撰鋸製木	目	別立材挽	二、八〇
							二、八〇

2、女子勞務者

男子勞務者ノ最高額ノ七割ニ相當スル額

二、一日ノ就業時間ガ前號ノ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ額ノ一割
五分ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタ
ルモノヲ以テ其ノ最高額トス 但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス

毎ニ第一號ノ金額ノ一割ニ相當スル額ヲ減額シタルモノヲ以テ其ノ最高額トス 但シ右ニ依リ計算シタル額ガ第一號ノ最高額ノ三割ニ滿タザル場合ハ三割ニ相當スル額ヲ其ノ最高額トス

四、左ノ特殊作業ニ就テハ前各號ニ依リ算出シタル最高額ニ左ノ率ニ依ル割増ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高額トス

泊、掛、作、業
風、雨、雪、等、荒、天、時、作、業
非常勤業務作業 三割

五、牛馬持ノ場合ニ於ケル最高額ハ前各號ニヨリ算出シタル最高額ニ就業一時間一頭（飼料持）ニ付キ左ノ額（一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額）ヲ加算シタル額トス

最高 六〇錢

六、作業能率特ニ優秀ナル勞務者ニ就テハ前各號ニヨリ算出シタル金額ニ特別加給金トシテ就業一日ニ付五十錢ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高額トス

七、手間請負ノ場合ニ於ケル最高額ハ第一號乃至第四號ニヨリ算出シタル最高額ノ三割増ニ前二號ノ給與ヲ加算シタル額トス

第五 農業ニ従事スル勞務者

一、一日ノ就業時間（休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ）ガ一月、二月、三月、四月、九月、十月、十一月及十二月ニ於テハ十時間五月、六月、七月及八月ニ於テハ十一時間ノ場合ニ於ケル農業ニ従事スル勞務者ノ手間賃ノ最高額左ノ如シ

別業作	職 種 別	男子勞務者最高額	女子勞務者最高額
業作作稻	水田耕耘整地作業	二、七〇	二、〇〇
	田 植 作 業	三、〇〇	二、四〇
	水田除草施肥管理作業	二、五〇	一、九〇
業作作麥	稻收穫調整作業	二、八〇	二、一〇
	耕耘整地麥蒔作業	二、六〇	二、〇〇
業作蠶莖	麥收穫調整作業	二、七〇	二、〇〇
	摘 桑 作 業	一、八〇	一、四〇
業作園樹果	蠶 飼 育 作 業	一、九〇	一、五〇
	果樹袋掛作業	一、八〇	一、四〇
	果樹收穫作業	一、八〇	一、四〇
一 般 作 業	荷 造 作 業	二、〇〇	一、五〇
		二、五〇	一、九〇

二、一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ額ノ一割五分ニ相當スル額（一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出テタル額）ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高額トス 但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス

- 三、一日ノ總就業時間ガ第一號ノ定ムル就業時間ニ滿タザル場合ハ其ノ不足時間一時間又ハ其ノ端數毎ニ第一號ノ金額ノ一割ニ相當スル額ヲ減額シタルモノヲ以テ其ノ最高額トス 但シ右ニ依リ計算シタル額ガ第一號ノ最高額ノ三割ニ滿タザル場合ガ三割ニ相當スル額ヲ其ノ最高額トス
- 四、左ノ特殊作業ニ就業スル場合ハ前各號ニヨリ算出シタル最高額ニ左ノ率ニヨル割増ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高額トス
 - イ、牛馬使作業
 - ロ、自動耕運機操作作業
 - ハ、動力用、糶摺機、麥摺機、脫穀機使用作業（技術者）
 三割
- 五、牛馬又ハ農業用機械器具持ノ場合ニ於ケル最高額ハ前各號ニヨリ算出シタル最高額ニ公定賃賃料ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高額トス
- 六、手間請負ノ場合ニ於ケル最高額ハ第一號乃至第四號ニヨリ算出シタル最高額ノ三割増ニ前號ノ賃賃料ヲ加算シタル額トス

◎大分縣告示第二〇〇號（寫）

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ農業ニ使用スル牛馬、農機具、協定賃賃料金ノ件 昭和十七年三月二十八日左ノ通認可セリ
 昭和十七年三月三十一日
 大分縣知事 灘 尾 弘 吉
 一、協定ヲ爲シタル團體ノ名稱及所在地

事務所 大分市大字大分五九二一番地

- 二、事業ノ種類及構成員 大分縣農會
- 三、協定ノ行ハル、區域 農業農會員
- 四、協定實施年月日 大分縣一圓
- 五、協定事項 昭和十七年四月一日

賃賃料金

種別	賃賃料		備考
	最高	標準	
牛	四〇錢	三〇	一、牛馬ノ飼料ハ牛馬持主負擔 二、機具ニ必要ナ材料ハ機具持主負擔 三、一時間ニ滿タザル就業時間ニ對シテハ一時間ノ就業時間ト看做ス
馬	四五	三五	
石油發動脫穀機	三五	二五	
手扱動力脫穀機	二五	一五	
自動動力脫穀機	五〇	四〇	
糶摺機	八〇	五〇	

◎賃賃統制令（抄）

第九條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃賃委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付、最低賃賃金ヲ定ムルコ

トヲ得
雇傭主ハ前項ノ最低賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ定ム

第十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付 最高賃金ヲ定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最高賃金ノ定メアル勞務者ニ付其ノ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ之レヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ定ム

◎賃金統制令施行規則 (抄)

第十二條 最高賃金ハ日々雇入ル、勞務者又ハ厚生大臣ノ指定スル勞務者ニ付定ムルモノトス

◎最高賃金ヲ定ムベキ勞務者指定

厚生省告示第八六號 (寫)

賃金統制令施行規則第十二條ノ規定ニ依リ最高賃金ヲ定ムベキ勞務者ヲ左ノ通指定ス

昭和十七年二月二十八日

厚生大臣 小 泉 親 彦

- 一、土木建築業ニ従事スル勞務者
- 二、運輸取扱業ニ従事スル勞務者中海上ニ於ケル貨物取扱勞務者及波止場、岸壁、河川、沿岸ニ於ケル貨物取扱勞務者
- 三、農業ニ従事スル勞務者
- 四、林業ニ従事スル勞務者

◎價格等統制令施行規則 (抄)

第十二條 統制令第七條ノ規定ニ依ル額ノ指定ハ厚生大臣之レヲ爲スモノトス 但シ主務大臣ニ於テ地方長官ガ額ノ指定ヲ成スベキ旨定メタルモノニ付テハ地方長官額ノ指定ヲ爲スモノトス

◎請負業ニ關スル額ノ指定

厚生省告示第八七號 (寫)

左ノ請負料ニ關スル額ノ指定ハ價格等統制令施行規則第十二條 但書ノ規定ニ依リ地方長官之レヲ爲スモノト定ム

昭和十七年二月二十八日

厚生大臣 小 泉 親 彦

- 一、土木建築ニ従事スル勞務者ノ手間賃
- 二、運輸取扱業ニ従事スル勞務者ノ手間賃

- 三、農業ニ従事スル勞務者ノ手間賃
- 四、林業ニ従事スル勞務者ノ手間賃

◎賃金統制令第三條第二項ノ實物給與評價額ノ指定
 厚生省告示第二二三號 (寫)

賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依リ賃金ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノ給與其他ノ利益ナルトキハ其ノ評價額左ノ通定メ昭和十五年十月二十日ヨリ之レヲ施行ス

昭條十五年十月十九日

- 一、白米
- 二、精麥

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格ノ八割

- 三、食事ノ給與
 - 一日(三食) 男 二十五錢 女 二十錢
 - 一食 男 十錢 女 八錢
- 四、住宅ノ給與
 - 一ヶ月(一疊ニ付) 三十錢
 - 一日(一疊ニ付) 一錢

425
234

昭和十七年九月十日印刷
 昭和十七年九月十五日發行 (非賣品)

大分縣廳勞政課内 大分縣產業報國會

編輯 小野 丈平

發行所 大分縣大分市西新町一六二四番地

印刷人 佐藤 喜三郎

印刷所 大分縣大分市西新町一六二四番地

印刷所 丸友印刷所

大分縣廳勞政課内

發行所 大分縣產業報國會

